

記 者 発 表

価格と品質で総合的に優れた発注へ

～ 工事の約5割は最低価格者以外の企業が落札 ～

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所では、公共工事の「競争性・透明性の向上」、「品質の確保」、「不正行為の防止」を柱とした入札・契約制度改革に取り組んでいます。

現在、一定の資格や実績があれば誰でも入札に参加できる一般競争入札を導入していますが、無制限の一般競争入札では、施工管理能力等の技術面に劣る落札や極端な低価格での受注による品質の低下が懸念されています。

このため、価格競争以外に企業及び配置予定技術者の実績や能力、技術提案などの要素を加え、総合的な評価により落札者を決定する『総合評価落札方式：注1』により品質の確保を図っています。

平成20年度の入札結果を集計したところ、当事務所の発注工事の4.7%（31件）の工事で最低価格ではなく、総合評価により落札者が決定したことが分かりました。

また、『低入札価格調査基準価格：注2』を下回る極端な低価格での受注による品質の低下、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの弊害が懸念されることから、平成20年12月15日より予定価格1千万円以上の全ての工事で『施工体制確認型総合評価落札方式』を導入するなど、施工体制の審査及び評価を厳格に行っています。

なお、平成20年度に『施工体制確認型総合評価落札方式』で発注した工事（74件）の全てにおいて低入札による落札者はありませんでした。

今後もより一層の取り組みを進め、公共事業の「競争性・透明性の向上」、「品質の確保」、「不正行為の防止」に努めていきます。

注1)「総合評価落札方式」

→ 従来の価格競争以外に技術的能力や技術提案などの要素を加え、価格と品質が総合的に優れた企業を落札者とする方式

注2)「低入札価格調査基準価格」

→ 当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときの基準価格

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

TEL 0972-22-1880 (代表)

FAX 0972-23-2706

技術副所長 末岡 彰 (内線 205)

品質確保課長 桜井 敏郎 (内線 271)

平成20年度 佐伯河川国道事務所 発注工事総合評価 結果

○最低価格者以外の落札状況

	入札 件数	対象 件数 注1)	落札者の決定要因内訳(価格or評価点)										備 考
			価格・評価点 注2)		最低価格		最低価格者以外の落札者(逆転)						
							最高評価点		複合 注3)				
			件数	率	件数	率	件数	率	件数	率			
平成20年度	87	66	15(0)	22.7%	20(0)	30.3%	25(0)	37.9%	6(0)	9.1%	31(0)	47.0%	
平成19年度	85	68	11(1)	16.2%	31(13)	45.6%	13(0)	19.1%	13(1)	19.1%	26(1)	38.2%	

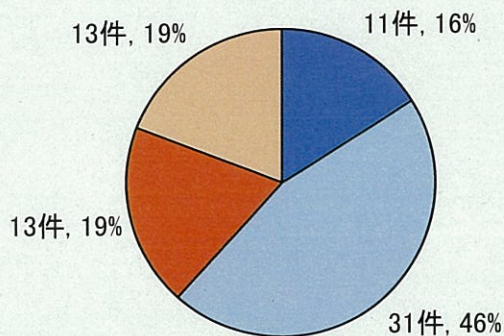
※()は低入札件数

注1) 最低価格者以外の落札(逆転)を分析するため、実質的に競争のなかった(応札者が1社等)工事を除いた件数。

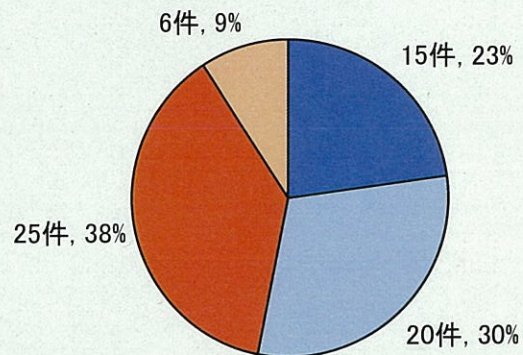
注2) 入札金額は最低額であるが、評価点は最高点の落札状況。

注3) 「複合」：入札金額が最低価格でなく、評価点も最高点でない業者の落札状況。

◆落札状況の分析(H19)



◆落札状況の分析(H20)



最低価格者以外の落札(逆転)



平成20年度 → 25件(最高評価点) + 6件(複合) ≒ 31件(約47%)

総合評価落札方式の概要

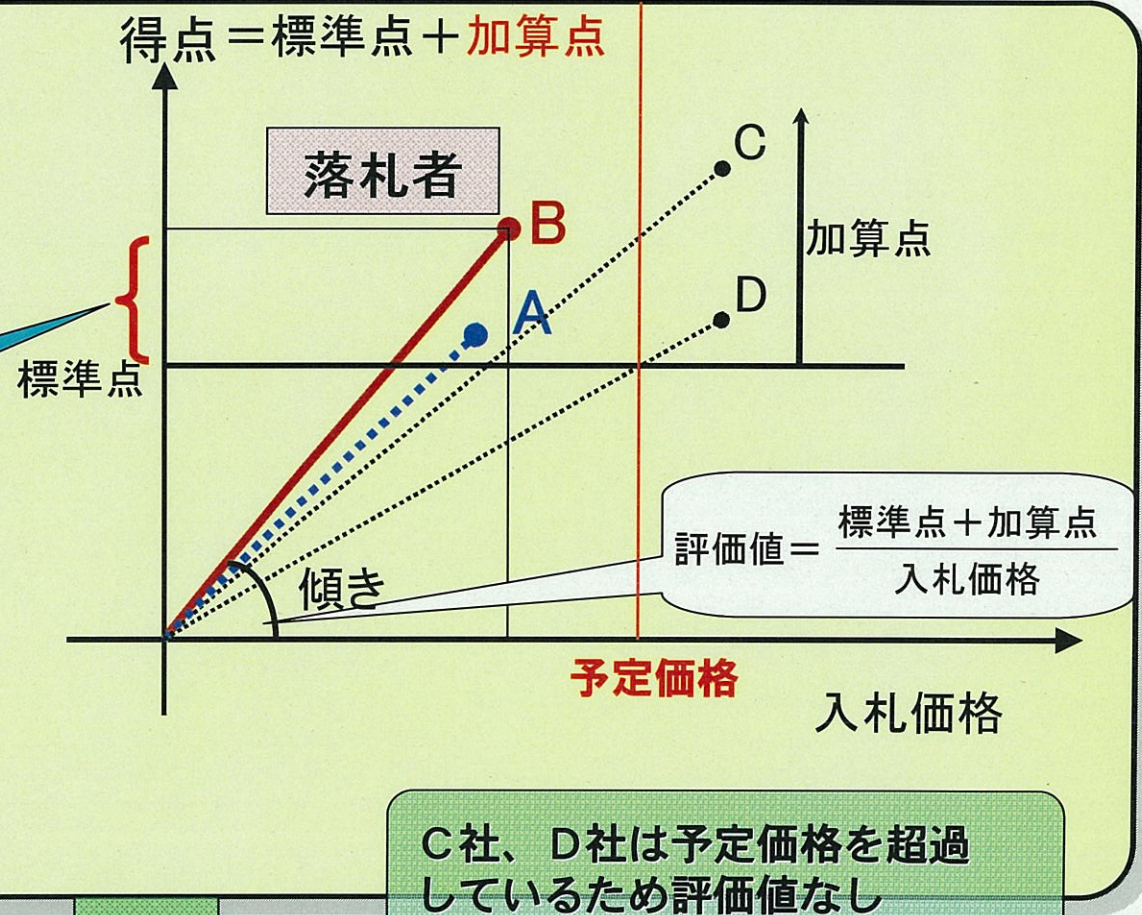
評価値による提案者の評価

【落札者の決定方法】

※ 予定価格以下で
最高の評価値を
獲得した者

価格以外の性能等
を評価した「加算点」

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$



入札価格が最も低いのは、A社。しかし、評価値が最も高いのは、B社。
したがって、最も評価値の高い B社 が落札者となる。

施工体制確認型総合評価落札方式の考え方

技術評価点

従来方式

発注者が求める最低限の要求要件を
実現できる場合に付与される

『標準点 = 100点』

要求要件以外の性能等で、技術
提案の内容に応じて付与される

『加算点』

本方式

発注者が求める最低限の要求要件を
実現できる場合に付与される

『標準点 = 100点』

施工体制
評価点
30点

要求要件以外の性能等で、技術
提案の内容に応じて付与される

『加算点』

(施工体制評価後)

※1

※2

※1. **施工体制評価点**は、「**要求要件を実現できる確実性の高さ**に対して付与される」。評価項目は、「**品質確保の実効性**」と「**施工体制の確実性**」の2項目。評価項目毎に3段階で評価(15点/5点/0点)。

※2. **施工体制評価後の加算点**は、**施工体制評価点の満点**に対する割合を加算点に乗じた点数・・・**施工体制評価点 / 30点 * 加算点(施工体制評価前)**

施工体制確認型総合評価方式・施工体制評価項目について

施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

低入札価格調査基準価格の見直し

低入札価格調査基準価格：

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

低入札調査基準価格の見直しについて

【現行の範囲】

予定価格の2/3～8.5/10

【現行の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額
共通仮設費 × 0.90	
現場管理費 × 0.60	
一般管理費 × 0.30	

× 1.05



【見直し後の範囲】

予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額
共通仮設費 × 0.90	
現場管理費 × 0.70	
一般管理費 × 0.30	

× 1.05

○低入札価格調査基準価格については、昨年4月に計算式の見直しを行ったところであるが、ダンピング対策を強化するために、工事の品質確保を図る観点から、最新のデータに基づき、より一層の見直しを行うこととした。

○地方公共団体に対しても、引き続き、低入札調査基準価格や最低制限価格の見直しを要請していく予定。